

財務省告示第三百四十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十七年八月二十二日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二															
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の条項及びそ	振替法の適	用等	発行方法	発行方	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行	発行行	利率	経過利率												
利付国庫債券（二年）（第二百三	十五回）	財政融資資金特別会計法（昭和	二十六年法律第一百一号）第十一	條第一項	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号。以下	「振替法」という。）の規定の適	用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法	律第九十七号）第二十四條第三	項第四号に規定する郵便貯金資	金による引受け	額面金額で五千一億円	四千万九百九十九億五千九十	七千万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	額の整数倍の金額によるものと	する。	平成十七年八月二十二日	額面金額百円につき九十九円九	十銭一厘	〇・一パーセント	日本郵政公社総裁は、払込金額

の 払 込 み

に 加 え 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定 す る 期
日 に 払 い 込 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{2}{365}$$

十 三

初 期 利 子

平 成 十 八 年 二 月 二 十 日 を 支 払 期
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下 、
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 四

第 二 期 利 子 以 後

毎 年 二 月 二 十 日 及 び 八 月 二 十 日
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る

十 五

償 還 期 限

平 成 十 九 年 八 月 二 十 日

十 六

償 還 金 額

日 本 銀 行 額 百 円 に つ き 百 円

十 七

払 込 場 所

平 成 十 七 年 八 月 二 十 二 日

十 八

払 込 期 日